

經濟産業大臣

宮沢 洋一 様

要 望 書

平成 27 年 2 月 19 日

南相馬市長

桜井 勝延

南相馬市議会 議長

平田 武

原町商工会議所 会頭

高橋 隆助

鹿島商工会 会長

澤田 一夫

小高商工会 会長

平田 廣昭

南相馬市では、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から3年11か月が経過した現在も、2万人以上の市民が市内外での避難生活を続けており、また、市内居住者においても、仕事や放射線に対する不安を抱えながらの生活は精神的・身体的に大きな負担となっているなど、当市市民は、原子力災害によって失われた安寧な生活や生業を完全に取り戻すまでには至っていません。

とりわけ商工業者は、原子力災害による商圈の喪失や風評被害等に伴い、売り上げの減少や転業・廃業を余儀なくされるなど厳しい経営を強いられており、損害賠償を拠りどころとして、事業再建に向け、懸命に営業意欲をつないでいる状況下にあります。

このような中で、先般、本年3月以降の営業損害賠償の取り扱いについての素案が示されましたが、平成28年2月までの1年間で賠償を打ち切るといった内容は、あまりにも一方的で、被害の実態を無視したものであり、到底受け入れることができません。

中間指針第2次追補にもありますように、営業損害に対する賠償は、被害者が従前と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日まで継続すべきと考えますので、下記のとおり要求いたします。

## 記

### 1 被害の実態に即した公正かつ公平な営業損害賠償の継続について

商工業者が従前と同じ又は同等の営業活動を取り戻すまで損害賠償を継続すること。